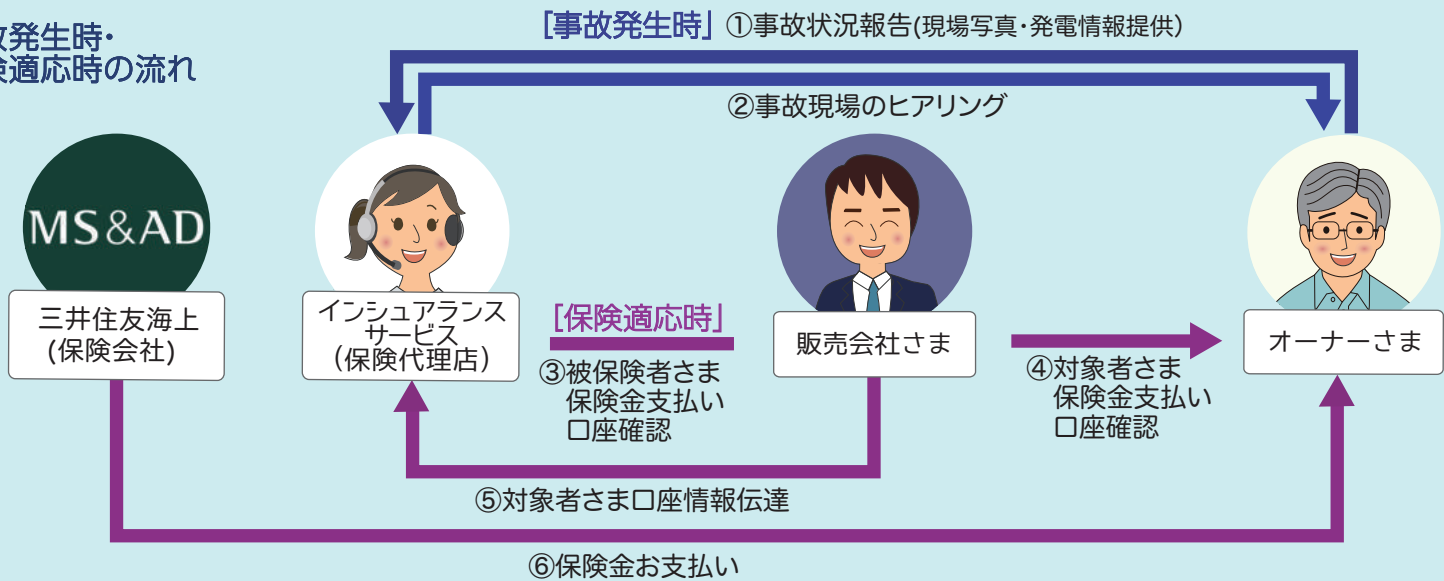


# 事業活動総合保険サービスのご案内



事業活動総合保険サービスは、株式会社NTTスマイルエナジーが損害保険会社の提供する事業活動総合保険の契約者となり、当該太陽光設備のオーナーさまが被保険者（保険の対象となる方）となるサービスです。

事故発生時・  
保険適応時の流れ



## 別紙「事業活動総合保険サービス利用規約」を必ずご確認ください



三井住友海上火災保険株式会社の提供する事業活動総合保険の詳細は、取扱代理店の株式会社インシュアランスサービスより配布する「重要事項のご説明」を必ずご確認ください。

なお、本ご案内及び「重要事項のご説明」内の事業活動総合保険に関する内容のお問合せは、下記(インシュアランスサービス)までご連絡ください。

### 1. 補償の内容等

#### ◆保険の対象

- ・日本国内に所在する建物等およびこれらの所在する敷地内にある被保険者が占有する物件
- ・敷地外ユーティリティ(発電所の敷地外にあるケーブル等) 設備

#### ◆補償内容

下記の①～⑨の事故により保険の対象が損害を受けた結果、売電収入が減少した場合に、三井住友海上火災保険株式会社より被保険者に保険金をお支払いします。詳しい内容につきましては、取扱代理店へご確認ください。

- ①火災、落雷、破裂、爆発 ②風災、ひょう災、雪災 ③水濡れ(②または⑧の事故に該当しないもの) ④騒擾、労働争議等
- ⑤航空機の墜落・車両の衝突等 ⑥建物外部からの物体の衝突等 ⑦盗難 ⑧水災 ⑨不測かつ突発的な事故

保険金の種類	お支払する保険金の額	約定復旧期間	免責時間
休業損害※1	1日あたり10,000円 ※2 ※3	30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風災、ひょう災、雪災24時間</li> <li>・水災24時間</li> <li>・敷地外ユーティリティ事故への損害24時間</li> </ul>

※1.他社で同様の保険にご加入頂いている場合、この保険による保険金支払いは行われません。

※2.売電収入減少額が1日あたり10,000円に満たない場合、売電収入減少額×110%で算出し、1日10,000円を限度にお支払いします。

※3.保険金請求の際には、根拠資料として事故による破損箇所の写真、エコメがねによる発電量計測データ等の提出が必要となります。

事故受付による保険金請求・その他の保険サービスについてのお問い合わせ先

取扱代理店：株式会社インシュアランスサービス



0120-803-127

info\_nttse@inss.jp

受付時間 平日9:00～17:00 (12月30日～1月3日はお休み)



## 2. 保険金の支払いが行われない場合

次のいずれかに該当する損害によって生じた損失に対しては保険金のお支払は行われません。

- ・ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失等による損害。
- ・ 風、雨、雪、ひょう、砂じんその他これらに類するものの吹込みや漏入による損害。
- ・ 保険の対象の欠陥によってその部分に生じた損害。
- ・ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱、ねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害。
- ・ 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、その他外観上の損傷または汚損（落書きを含みます）であって、保険の対象ごとに、保険の対象の機能の喪失または低下を伴わない損害。
- ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害。  
（火元の発生原因を問わず、地震によって延焼・拡大した損害等を含みます）
- ・ 核燃料物質等による事故、放射能汚染によって生じた損害。等

## 3. 被保険者（補償の対象となる方）

当該太陽光発電設備のオーナーさま

※被保険者（補償の対象となる方）の保険料負担はありません。

## 4. 補償開始日時・保険期間

本サービス利用開始日の午後4時から補償開始となり、サービス利用契約期間中補償が継続されます。  
なお、本サービスを解約された場合は、解約日の午後4時をもって補償は終了します。

## 5. 事故発生時の保険金請求方法

太陽光発電システムをご購入された販売会社様経由で保険サービス窓口”株式会社インシュアランスサービス”へお電話またはメールでお問い合わせください。

※保険金のお支払い先の口座情報等は、別途取扱代理店より販売会社様経由でご確認いたします。

## 6. 事故例

- ・ 隣家からのもらい火により太陽光パネルが焼損した（火災）
- ・ 大雨や河川の氾濫
- ・ 高潮により発電所が水に浸かりパワコンが破損、売電ができなくなった（水災） ※津波は対象外
- ・ 雪が積もり重みにより架台が破損、修理期間中の売電収入が減少した（雪災）
- ・ カラスのいたずらでパネルが破損し売電量が減少した（建物外部からの物体の衝突等）
- ・ 交通事故で電柱が破損し発電所へ繋がるケーブルも破損、売電ができなかった  
（敷地外ユーティリティの車両の衝突事故）
- ・ パワコン間を繋ぐケーブルが盗難にあい、売電収入が減少した（盗難）  
※保険金をお支払いしない場合は＜2. 保険金の支払いが行われない場合＞をご確認ください。

2022年11月

事故受付による保険金請求・その他の保険サービスについてのお問い合わせ先

取扱代理店：株式会社インシュアランスサービス

事故受付  
専用  
ダイヤル



0120-803-127



info\_nttse@inss.jp

受付時間

平日9:00～17:00

(12月30日～1月3日はお休み)



## 事業活動総合保険サービス利用規約

事業活動総合保険サービス（以下、「本サービス」といいます）は、お客様より提供された情報の設備所有者が、株式会社NTT スマイルエナジー（以下「当社」といいます）が三井住友海上火災保険株式会社（以下、「保険会社」といいます）との間で保険契約を締結する同社の事業活動総合保険（以下、「本保険」といいます）の被保険者となるサービスです。本サービスの申込及び利用にあたっては以下の各事項にご同意頂きます。

### 第1条（本サービス）

1. 本サービスとは、当社が、本利用規約（以下「本規約」といいます）に定めるところに従い提供する「事業活動総合保険サービス」のことです。

### 第2条（本サービスの提供）

1. 当社は、本規約に同意した上で申し込みをされ、当社が承諾したお客様に対して本サービスを提供します。
2. お客様は、本規約に同意した上で申し込みをされる際、販売会社、施工店、販売会社がエコめがねを仕入れた卸会社、およびそれらの販売会社、施工店、販売会社がエコめがねを仕入れた卸会社が認めた会社等を経由し、当社に以下の情報をご提供いただきます。また当社は本サービスを提供するにあたり、以下の情報を保険会社または取扱代理店である株式会社インシュアランスサービス（以下、「取扱代理店」といいます）に提供します。
  - (1) 設備所有者氏名または法人名
  - (2) 法人担当者名
  - (3) 電話番号
  - (4) メールアドレス
  - (5) 発電所名
  - (6) 設備設置住所
3. 本サービスは、別途に当社が提供する「エコめがねサービス」の登録情報画面に表示されている「サービス利用開始日」をもって開始されます。当社が「サービス利用開始日」をもって開始できないと判断した場合は当社と当社が承諾したお客様（以下「利用者」といいます）で協議の上、本サービスの開始日を定めることとします。
4. 本サービスにおいて、別途に当社が提供する「エコめがね」が正しく設置されていないことや通信の停止による情報の取得不能、設備情報の未登録、その他誤った情報の登録等により保険金額を合理的に見積もれない場合や、被保険者が特定できない場合等は、保険金をお支払いできない場合や、保険金額が減額される場合があります。この場合、生じた損害については、当社は責任を負わないものとします。

5. 「エコめがねサービス」を解約すると、本サービスは継続して利用いただけません。
6. 本サービスの提供に係わる、当社と保険会社との間の契約要件の開示等の請求には応じかねます。

### 第3条（本保険の内容）

1. 本保険は当社の別表に定めるサービスをご契約いただいたお客様へ、ご契約時のお申し出にかかわらず自動的に付帯されます。
2. 本保険は保険契約者を株式会社 NTT スマイルエナジー、取扱代理店を株式会社インシチュアランスサービス、引受保険会社を三井住友海上火災保険株式会社とする事業活動総合保険の明細付契約です。被保険者の保険料負担はありません。
3. 保険の対象となる設備は、日本国内に所在する建物等およびこれらの所在する敷地内にある被保険者が占有する物件、および敷地外ユーティリティ（発電所の敷地外にあるケーブル等）設備です。
4. 被保険者は、第2条2項でお客様より当社に提供された情報における設備所有者です。
5. 下記の（1）～（9）の事故により保険の対象が損害を受けた結果、売電収入が減少した場合に、保険会社より被保険者に保険金をお支払いします。
  - （1）火災、落雷、破裂、爆発
  - （ア）風災、ひょう災、雪災
  - （イ）水濡れ（（2）または（8）の事故に該当しないもの）
  - （ウ）騒擾、労働争議等、
  - （エ）航空機の墜落・車両の衝突等
  - （オ）建物外部からの物体の衝突等
  - （カ）盗難
  - （キ）水災
  - （ク）不測かつ突発的な事故
6. 保険金の種類は休業損害です。ただし、他社で同様の保険にご加入頂いている場合、この保険による保険金支払いは行われません。
7. お支払いする保険金の額は、1日あたり10,000円です。ただし、売電収入減少額が1日あたり10,000円に満たない場合、売電収入減少額×110%で算出し、1日1万円を限度にお支払いします。
8. 利用者が保険金請求を行う際には、保険会社または取扱代理店へ、根拠資料として事故による破損個所の写真、エコめがねによる発電量計測データ等の提出が必要となります。
9. 次のいずれかによる損害によって生じた損失については、保険金をお支払いできません。
  - （1）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失等による損害
  - （2）風、雨、雪、ひょう、砂じんその他これらに類するものの吹込みや漏入による損

害

- (3) 保険契約者または被保険者が所有または運転する車両もしくはその積載物の衝突等による損害
- (4) 保険の対象の欠陥によってその部分に生じた損害
- (5) 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱、ねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害
- (6) 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（落書きを含みます）であって、保険の対象ごとに、保険の対象の機能の喪失または低下を伴わない損害
- (7) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害（火元の発生原因を問わず、地震によって延焼・拡大した損害等を含みます）
- (8) 核燃料物質等による事故、放射能汚染によって生じた損害

10. 第 2 条 3 項で定める本サービスの提供開始日の午後 4 時から補償開始となり、本サービス利用期間中は補償が継続されます。なお、解約された場合は、解約日の午後 4 時をもって補償は終了します。

11. 対象となる設備に事故が発生した際の、保険金請求は以下の連絡先にご連絡をお願いします。

取扱代理店： 株式会社インシュアランスサービス

・ 電話番号：0120-803-127（事故受付サービス） 平日午前 9 時～午後 5 時（12 月 30 日～1 月 3 日は休業）

・ メールアドレス：info\_nttse@inss.jp

12. 本条は本保険の概要を記載したものです。詳しくは取扱代理店にお問合せいただくか、取扱代理店よりお渡しする事業活動総合保険「重要事項のご説明」をご確認下さい。

#### 第 4 条（規約の変更）

- 1. 本規約は、当社の都合により改定されることがあります。上記の改定は、当社の「エコめがね」の Web サイト（以下本サイトといいます）上または当社が別に定める方法で告知するものとし、告知後に利用者が本サービスを利用した場合には、改定に同意したものとみなします。
- 2. 本サイトへの接続は、利用者が自己の費用で行うものとします。本サイトへの接続中、回線・無線 LAN の環境等の都合で接続が中断した場合、当社は一切の責任を負いません。

#### 第 5 条（業務の委託）

利用者は、当社が本サービスの運営にあたって当社の指定業者（以下「指定業者」といいます）に業務の一部を委託することを、予め承諾します。

#### 第6条（利用者資格の取消）

1. 以下の事由が判明した場合には、当社の判断により、利用者としての資格（以下、「利用者資格」といいます）を取消することがあります。
  - (1) 第2条2項で当社に提供した情報に虚偽があることが判明した場合
  - (2) 本サービス及び本サービスで提供する情報を不正に使用した場合
  - (3) 当社の他のサービスにおいて利用を取消された場合
  - (4) その他本規約に反する行為があった場合
  - (5) その他当社または保険会社または取扱代理店が、本サービスまたは本保険の利用について不相当と判断する場合
2. 利用者は本サービスの利用者資格を取消された場合、当社の他のサービスについても、利用者資格が取消されることを異議なく承諾するものとします。

#### 第7条（利用者資格の譲渡禁止）

利用者は、当社の承諾なしに本サービスに基づく権利もしくは義務を譲渡し、または承継させることはできません。

#### 第8条（責任）

1. 当社は、利用者に対し、本サービスを提供するにあたり、本規約において別段の定めがある場合を除き、当社の過失に基づく債務不履行または不法行為に起因して利用者 に損害が生じた場合、現実、直接かつ通常の損害に限り賠償するものとします。
2. 前項に規定する場合において、当社は、当社が本規約の定めに従って実施した行為の結果発生した損害、使用機会の逸失・利用停止・利用者資格の喪失の結果発生した損害、業務の中断及び前項に定める損害を除くあらゆる種類の損害（間接損害、特別損害、付随損害、派生損害、逸失利益を含む）に対して、たとえ当社がかかる損害の可能性を事前に通知されていたとしても、いかなる責任も負いません。
3. 利用者が、第6条に該当したことによって当社に損害が生じた場合、利用者は、本サービスの提供が終了したか否かにかかわらず、その損害を当社に賠償しなければならない義務を負います。

#### 第9条（本サービスの一時的な中断）

1. 当社または保険会社または取扱代理店は、次の各号のいずれかに該当する場合、お客様の同意を得ることなく、本保険の一部もしくは全部の提供を、一時中断または一時停止

することができるものとします。

(1) 火災、停電、天災等の不可抗力その他当社等の責めに帰すべからざる事由に起因して本サービスの提供が不可能または困難になった場合

(2) その他、当社が合理的な理由により、本サービスの提供を一時中断または一時停止する必要があると判断した場合

2. 前項に基づき当社等が行ったサービスの一時中断または一時停止に関して、当社は利用者または第三者に対していかなる責任も負いません。

#### 第 10 条（本サービスの変更・廃止）

1. 当社は、本サービスの内容を、利用者への事前の通知なくして変更することがありますが、利用者は、それに同意するものとし、利用者に不利益または損害が発生したとしても、当社は、一切その責を負わないものとします。
2. 当社は、本サービスを、前条の場合以外においても最低 15 日間の予告期間において停止または廃止することができます。本サービスの停止または廃止は、本サイト上または当社が別に定める方法で告知するものとし、当社が、この手続を行った後に本サービスを停止または廃止した場合には、当社は、一切の損害賠償等の責を負わないものとします。

#### 第 11 条（反社会的勢力の排除）

1. お客様は、現在または将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、又は確約するものとします。
  - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準じる者（以下、あわせて反社会的勢力という。）であること。
  - (2) 反社会的勢力が、実質的に経営を支配しまたは経営に関与していること。
  - (3) 反社会的勢力を利用していること。
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること。
  - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
  - (6) 自らまたは第三者を利用して、当社または当社の関係者に対し、詐欺、暴力的行為、脅迫的言辞を用いる行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、当社の信用を毀損しまたは当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行うこと。
2. お客様が前項の表明又は確約のいずれかに違反するおそれがあると当社が合理的に判断した場合、当社は催告その他の手続を要しないで、契約の解除その他当社が必要と判断する対応をとることができます。
3. 前項によりお客様に損害が生じた場合であっても、当社は一切これを賠償しないものと

します。他方、契約解除により当社または保証管理会社に損害が生じたときは、お客様はその損害を賠償するものとします。

#### 第 12 条（全般）

1. 本規約は、日本法に準拠して解釈されるものとします。
2. 本規約から生じる又は関連するいかなる訴訟又は訴訟手続きについては大阪地方裁判所を第 1 審の専属管轄裁判所とします。
3. 当社は、本サービスに関する営業を第三者に譲渡する場合、最低 10 日間の予告期間において、事前に利用者に当社が定める方法で告知の上、本規約に基づくすべての当社の権利及び義務を承継、売却、合併、その他の方法で、譲渡することができるものとします。また、当社は、この場合において、利用者は当社がかかる権利及び義務を譲り受ける者に利用者情報、追加情報の開示をすることを了承するものとします。
4. 本規約のいずれかの規定が裁判所によって法律に違反していると判断された場合には、効力のあるその他の残りの条項をもって当社の意向をできる限り反映するように解釈することとします。
5. 本規約のいずれかの条項が無効又は実施できないと判断された場合には、それらの条項の有効又は実施できる部分及び本規約の残りの条項は、引き続き有効かつ実施できるものとします。
6. 当社による利用者の本規約への違反に対する権利の放棄（明示、黙示を問わず）は、その後の利用者の本規約への違反に対する権利の放棄を意味するものではありません。

（本規約の制定）

2018 年●月●日制定

2018 年 11 月 19 日改定

以上



別表

事業活動総合保険サービス一覧

- ・エコめがね全量モバイルパックマルチコネクtpワコンセット
- ・エコめがね全量10年プランモバイルパックRSパワコンセット  
(KPV-A55-J4、KPV-A55-SJ4)